

2024年11月11日

お客さま各位

北おおさか信用金庫

## 「でんさいライトサービス利用規定」制定等のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では本年11月18日より「でんさいライトサービス利用規定」を制定し、当金庫ホームページの「でんさいサービス—資料」に掲載しますのでお知らせします。なお、でんさいライトサービスの詳細につきましては、後日改めて当金庫ホームページに掲載しますほか、株式会社全銀電子債権ネットワークのホームページをご覧ください。

また、でんさいライトサービスは、従来のでんさいサービスと併用できないこと等から、「でんさいサービス利用規定」を下記のとおり一部改定し、本年11月18日より実施しますので併せてお知らせします。

### 記

「でんさいサービス利用規定」を下線のとおり改定します

改定前	改定後
<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができる者としてします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p><u>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</u></p> <p><u>一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること</u></p> <p><u>二 ご利用される営業店（出張所除く）において継続的な取引があること</u></p> <p><u>三 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと</u></p>	<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができる者としてします。</p> <p>なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p><u>1. 当金庫のでんさいライトサービスを利用していないこと</u></p> <p><u>2. 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること</u></p> <p><u>3. 法人、国及び地方公共団体、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人であること</u></p> <p><u>4. 債務者（債権者、電子記録保証人とし</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p><u>四 法人、国及び地方公共団体、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人であること</u></p> <p><u>五 原則同一事業を営んでから1年を経過している事業者であること</u></p> <p><u>六 直近2年間に税金の滞納がないこと</u></p> <p><u>七 許認可等を要する業種にあつては、これを受けているものであること</u></p> <p><u>2. 債権者利用限定特約により利用される場合</u></p> <p><u>一 当金庫所定の端末を利用できる環境があること</u></p> <p><u>二 ご利用される営業店(出張所も可能)の当座預金口座もしくは普通預金口座を開設していること</u></p> <p><u>三 法人、国及び地方公共団体、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人であること</u></p>	<p><u>ても利用が可能)として利用される場合</u></p> <p><u>一 ご利用される営業店(出張所除く)において継続的な取引があること</u></p> <p><u>二 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと</u></p> <p><u>5. 債権者利用限定特約により利用される場合</u></p> <p><u>ご利用される営業店(出張所も可能)の当座預金口座もしくは普通預金口座を開設していること</u></p>

以 上